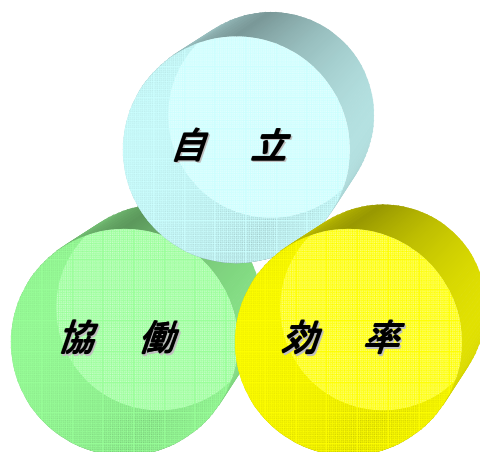


中間市行財政集中改革プラン取り組み結果 〔平成21年度〕



平成 22 年 7 月

中 間 市

目 次

I	平成21年度における取組みの成果	1
II	主な具体的取組み	2
1	財政の健全化及び職員の人材育成	2
	(1) 徴収体制の強化	2
	(2) 補助金等の整理合理化及び扶助費の抑制	2
	(3) 使用料及び手数料の見直し	3
	(4) その他の財源確保	4
	(5) 地域経済の活性化	4
	(6) 人材育成	5
	(7) 能力・実績に基づく人事管理	5
	(8) 活力ある職場づくり	6
2	協働の地域づくりの推進	7
	(1) 開かれた行政経営	7
	(2) 推進体制	7
3	行政システムの簡素化・効率化及び行政内部経費の見直し	9
	(1) 柔軟かつ機動的な組織の構築	9
	(2) 事務の効率化	9
	(3) 事務事業の見直し	10
	(4) 議員定数及び報酬等の見直し	10
	(5) 職員数の削減	11
	(6) 職員の任用見直し	11
	(7) 給与の抑制等	11
	(8) 民間委託の推進	12
	(9) 外郭団体の効率的運営	13
	(10) 広域化の推進	13
	(11) 財務の透明化	13
	(12) 内部管理費の見直し	13

I 平成21年度における取組みの成果

1 取組み項目数と効果額

目 標		実 績		差 引	
項目数	目標額	項目数	効果額	項目数	差引額
105項目	978.8百万円	98項目	1,333.2百万円	△7項目	354.4百万円

(そのほか) 市町村職員退職手当組合への加入

1項目	148.3百万円	1項目	212.5百万円	—	64.2百万円
-----	----------	------------	-----------------	---	---------

2 効果額(約1,333.2百万円)の主な内訳

	目 標	実 績	差 引
・市税滞納者に対する強制執行の強化による徴収率の向上及び未納保育料の徴収強化	34.7百万円	60.9百万円	26.2百万円
・補助金等の整理合理化及び扶助費の抑制	122.8百万円	124.9百万円	2.1百万円
・使用料及び手数料の見直し	23.9百万円	22.8百万円	△1.1百万円
・普通財産売却等による財源確保及び広報紙等への広告掲載の実施	38.0百万円	94.2百万円	56.2百万円
・管理職ポストの削減及び各事務事業の見直し等による事務の効率化	20.3百万円	25.9百万円	5.6百万円
・議員定数及び議員報酬等の見直し	23.1百万円	22.9百万円	△0.2百万円
・職員数の削減、給料及び手当等の抑制	689.7百万円	950.9百万円	261.2百万円
・内部管理費の徹底的節減による需用費の削減	26.3百万円	30.7百万円	4.4百万円
計	978.8百万円	1,333.2百万円	354.4百万円

(そのほか) ・市町村職員退職手当組合への加入	148.3百万円	212.5百万円	64.2百万円
----------------------------	----------	-----------------	---------

II 主な具体的取組み

1 財政の健全化及び職員の人材育成

項 目	実 施 概 要	所管部署
(1) 徴収体制の強化		
1 適正課税の徹底 《17年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 市税等の適正賦課の徹底を図るため、課税客体の正確な把握及び未申告者に対する申告の促進及び市県民税扶養認否調査を実施。 遠賀保健福祉環境事務所にて、医療機関、理美容業、飲食業等台帳を閲覧し、新規事業所に対して、償却資産の申告促進を図った。 	課 税 課
2 徴収率の向上 《18年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 臨戸訪問の徹底 年度当初に滞納整理方針を策定し、全滞納者を対象に、計画的な電話催告及び臨戸訪問等を行い、滞納処分も含めた納税指導を行った。 【効果額：24.7百万円】 	収 納 課
《17年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 市税（市民税・固定資産税・軽自動車税）滞納者に対する強制執行（不動産等の差押）の強化等により、徴収率は前年度を0.1ポイント上回る90.2%となった。 徴収技術向上のため、国税局OBの専門的知識の活用、各種外部研修への参加を通じて、差押え等の実践的なノウハウのレベルの向上・蓄積を図り、更に滞納整理システムを導入した。 【効果額：32.3百万円】 	
《17年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 悪質な滞納者に対する強制執行の実行及び未納保育料の徴収を図るため、平成20年5月に中間市保育料滞納対策実施要綱を制定し、徴収強化を図った。 【効果額：3.9百万円】 	こどもと福祉の課
3 納付方法の多様化 《18年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替金融機関報奨金制度の検討 納期内自主納付を推進するため、平成18年10月から口座振替金融機関報奨金制度を導入。 平成20年度をもって報奨金制度は終了したが、口座振替の周知については、引き続き実施している。 	収 納 課
《20年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> コンビニエンスストアでの公共料金納付の調査・研究 納税者の利便性の向上と業務の効率化を図るため、コンビニエンスストアでの公共料金納付の調査・研究を行っているが、近隣市町の進展がないため、今後も引き続き状況把握に努める。 	
(2) 補助金等の整理合理化及び扶助費の抑制		
1 補助金等の整理合理化 《18年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 補助金リストに基づき、重複支給や慣例的支給等の不適切な支給の適正化を図るとともに、各種補助金の効果や必要性を十分に精査した。《平成18年度・補助金リスト作成》 	財 政 課
《18年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 中間市文化振興財団委託料の見直し 指定管理者制度の導入で、より効果的な運営を行うことに伴い、委託料の見直しを行った。 【効果額：15.1百万円】 	生涯学習課
《18年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> チャイルドシートの補助金廃止 平成12年度に法的義務が課せられたので、既に生活に定着したことから補助制度を平成18年度から廃止。 【効果額：0.6百万円】 	こどもと福祉の課

	<p>《18年度・実施》</p> <p>《18年度・実施》</p>	<p>・シルバー人材センターの補助金を見直し、同センターの経営合理化を促すことで、平成20年度以降は、市補助金の規模（対国庫補助金比率）を県内他市町村の平均以下に抑制することとしており、平成17年度対比で約44%削減。【効果額：9.6百万円】</p> <p>・その他補助金の見直し 全補助金について主管課との協議を継続し、事業効果が乏しく非効率的な補助金の廃止・削減の検討を引き続き行った。 また、決算において繰越金が多くある団体については、その理由書の提出を行った。 財政状況において、硬直状態（対前年比）であるため、平成22年度に全補助金の再精査を行う。【効果額：6.6百万円】</p>	<p>介護保険課</p> <p>財政課</p>
2	<p>扶助費の抑制</p> <p>《18年度・実施》</p> <p>《18年度・実施》</p> <p>《18年度・実施》</p>	<p>・敬老祝金の見直し 支給年齢5階層を3階層に改め、経費節減を図った。【効果額：1.0百万円】</p> <p>・敬老祝品の廃止 事業効果を鑑み、90歳以上の高齢者に支給している敬老祝品を平成18年度から廃止。【効果額：0.9百万円】</p> <p>・生活保護の適正化や在宅福祉事業の見直しを行い、扶助費の抑制に努めた。【効果額：91.1百万円】</p>	<p>介護保険課</p> <p>保護課 介護保険課 健康増進課</p>
(3) 使用料及び手数料の見直し			
1	<p>使用料等の整理合理化</p> <p>《19年度・実施》</p> <p>《19年度・実施》</p> <p>《19年度・実施》</p>	<p>・保育料の見直し 保育料徴収金額を現行の厚生労働省基準額の56%【軽減率44%】から70%【軽減率30%】まで引き上げた。【効果額：22.5百万円】</p> <p>・河川敷駐車場使用料の徴収 河川敷駐車場は、遠賀川河川敷公園として国土交通省から借用している為、職員の駐車場としての位置付けができないので、駐車場の使用料として徴収することはできないが、維持管理を行っているため、その費用については検討中である。 なお、平成20年5月に国土交通省から営業目的の使用について、嚴重注意を受けたため以後の利用許可はしていない。</p> <p>・市営住宅使用料の見直し 市営住宅使用料の見直しについては、公営住宅法施行令の一部改正による家賃算定基準の見直しに合わせて、平成21年4月から実施。なお、5年間の急激緩和措置を行っており、平成25年度までの段階的な値上げとした。【効果額：△21,300円】</p> <p>・保育通園バス乗車負担金 受益者負担の原則に基づき、保育通園バスの利用者に対し、利用料金（一人当たり500円）を徴収。【効果額：0.2百万円】</p>	<p>こどもと福祉の課</p> <p>財政課</p> <p>都市整備課</p> <p>こどもと福祉の課</p>
2	<p>手数料の見直し</p> <p>《20年度・実施》</p> <p>《20年度・実施》</p>	<p>・手数料の全般的な見直し 国の手数料基準を基本とした適正な手数料を算出したうえで、サービスに応じた水準での設定・見直しを検討した。 市民課等窓口手数料については、北九州地区と同一料金となっているため、引き上げの際には協議会での検討を行うこととする。</p> <p>・屋外広告物の許可申請の徹底 平成18年度に県及び近隣市町村との協議・調整・検討を行い、平成19年度から無届の広告物について、現地調査を実施し順次指導を行った。【21年度新規登録：3件、9,800円】</p>	<p>財政課</p> <p>都市整備課</p>

3	減免制度の見直し ≪20年度・実施≫	・公の施設使用料減免規定の見直し 使用料減免については、減免申請を精査し、減免対象件数の削減を図った。	施設所管課
(4) その他の財源確保			
1	その他の財源確保 ≪17年度・実施≫ ≪20年度・実施≫ ≪18年度・実施≫ ≪17年度・実施≫ ≪20年度・実施≫	・広報紙等への広告掲載の促進 自主財源確保、地元商工業者の育成振興、紙面効果などを目的に「広報なかま」10日号・25日号に毎月有料広告の掲載実施。 【効果額：1.3百万円】 ・公共施設駐車場利用協力金の徴収 公共施設の駐車場を利用する職員について、駐車場の維持管理に要する経費に対し、協力金を徴収する方向で検討中であるが、現在の公共施設の利用状況、公共施設利用時の使用料等の関係、また、徴収に係わる人件費、設備投資の面から当面は現行のままとした。 ・各施設への広告掲載の促進 市営球場や市営テニス場等の施設に広告掲載を導入し、広告収入を確保するため、平成22年3月1日付けで体育施設広告物提出要綱を制定し、『広報なかま』において広告掲載の募集を実施。 ・普通財産貸付料の改定（市有地貸付料1/100から2/100） <負担調整措置> ・H18 1.25 / 100 ・H19 1.5 / 100 ・H20 1.75 / 100 ・H21 2 / 100 【効果額：2.4百万円】 ・普通財産売却の促進 広報紙やホームページを通じ、一般競争入札及び価格公示形式での公売を実施し、平成21年度においては21件売却した。 【効果額：90.5百万円】 ・市営自動車駐車場使用料の見直し 駐車場使用料の見直しについては、県及び近隣市町とのバランスを維持することが重要であることから、県及び他市町との連絡調整を強化し、動向を勘案して適切な時期に条例改正を行うこととする。	総務課 財政課 生涯学習課 土木管理課 都市整備課
(5) 地域経済の活性化			
1	産業振興 ≪19年度・実施≫	・産業振興に関する具体的振興策の実施 中間市中小企業融資制度の1社当たりの融資枠を平成20年度から福岡県小口事業融資制度と同様に融資限度額を1,250万円に引き上げた。また、市の融資制度が多く利用されるよう引き続き指定金融機関に対して申請受付を依頼し、融資利率の引き下げ等の協議を行った。 空き店舗対策については、空き店舗が住居と一緒にいる所が多く、これが空き店舗の利用を妨げている現状であり、今後も商工会議所や商店街と連携して空き店舗解消に努める。 地産地消事業については、「安全・安心」な食に心がけ、地産地消事業の拡大に取組み、平成20年度から、やっちゃん市場と市内全小学校との給食食材の納入契約が図られ、納入拡大に繋がった。	産業振興課

2	企業誘致 ≪19年度・実施≫	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致に向けた具体的取組みの実施 既存の五楽・虫生津工業団地内の余剰地を県企業立地課に情報を提供し、企業誘致に努めた。 また、(仮称)五楽北部工業団地についても、企業誘致を促進するため、平成20年5月に再度、市が中心となり地元説明会を行ったが、地権者との調整がつかず農振除外等の法的申請手続きは保留となった。 この不況の中、地方に進出を考えていた企業も白紙撤回や進出を先延ばしするなど、企業誘致するには非常に厳しい状況となっているため、平成21年5月20日に当面の間、中断する旨の地元説明会を行った。 	
(6) 人材育成			
1	基本方針の策定 ≪19年度・実施≫	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針の策定 長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成基本方針を策定した。 【基本方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の充実 ・新たな人事管理 ・活力ある職場環境づくり 	総務課
2	研修内容の見直し ≪19年度・実施≫	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな研修制度の導入 人材育成基本方針の策定に合わせ、研修内容を見直し、効果的な人材育成を図った。 【主な職員研修】 <ul style="list-style-type: none"> ・職場研修の充実 ・自主研修の充実 ・市町村職員研修所研修の参加促進 ・派遣研修の充実 	
3	職員の自主研究活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の自己研鑽の支援 職員の自主研修グループ等に対し助成を行うことにより組織の活性化を図り、職員の自己研鑽・能力開発を推進するため、「中間市自主研究グループ活動支援要綱」の草案を作成し、平成22年度の実施に向けて関係課と協議予定である。 	総務課
4	女性職員の育成 ≪19年度・実施≫	<ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の育成・登用 意欲と能力のある女性職員について、一層の登用促進を図るため、多様な業務体験を通じた女性職員の育成、職域拡大、女性職員にとっても働きやすい環境づくりを推進した。 <p style="text-align: right;">【平成21年4月現在：係長級以上の女性職員17名】</p>	総務課
(7) 能力・実績に基づく人事管理			
1	勤務評価制度の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務評価制度の導入 職員の勤務成績を客観的かつ継続的に把握することにより、職員の能力開発や指導育成、昇任選考等に反映し、公正な人事管理を行うため、勤務評価制度の検討を進める。 人材育成基本方針の中に勤務評定の構築を明記しており、職員の意欲や能力を引き出す人事制度確立のためのツールとして、透明性・公正性・信頼性の高い評価制度の設計と運用を目指す。 	総務課
2	昇任管理の適正化 ≪18年度・実施≫	<ul style="list-style-type: none"> ・昇格基準の設定 給与構造改革を踏まえ、昇格させるうえで必要とされる経験年数や在級年数を定めた等級別資格基準表を定めるため、「中間市職員の給与等に関する規則」の一部改正を検討中。 ・昇任時の給与処遇の検討 役付職員に昇任する際に、給与上のメリットを明確にするような仕組みの検討を進め、責任ある職につくことに対する職員の意欲を高める。 	

(8) 活力ある職場づくり			
1	職員提案制度 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px;"> ≪19年度・実施≫ </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員提案制度の導入 市行政に関する改善意見やアイデアの提案を奨励し、優れた提案を積極的に実施することにより、職員の市行政への参画意識を高めるとともに事務改善を推進し、効率的な行政運営や行政サービスの向上を図るため、職員提案制度を実施。 平成21年度において、5月から7月までの間で、事務改善提案、一般提案及び課題提案「商工業の振興対策について」・「環境問題対策について」を公募し、計8件の応募があった。 なお、選考された提案の表彰式と、提案者自身によるプレゼンテーションを12月25日に一般職員を招いて実施した。 	総務課
	<div style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px;"> ≪19年度・実施≫ </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな表彰制度の実施 職員提案がなされたものの中で、実際に実施されるものなど優秀な提案について、表彰する新たな表彰制度を創設するとともに発表会を実施することにより、職員提案制度の活性化を図り、職員の市行政への参画意欲を高めることが目的である。 平成21年度において、職員提案制度の応募提案の中から、副市長賞1提案、奨励賞2提案を選考し表彰式を実施するとともに、全職員に周知を図った。 	
2	効果的な人事配置 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px;"> ≪18年度・実施≫ </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員意向調書の実施 個人と組織の調和がとれた合理的かつ民主的な人事管理の下で適正配置を確立し、組織の活性化を図ることを目的に「人事異動自己申告制度」を創設し、係長職以下の全職員を対象に、平成18年度から人事異動に際し、職員の希望する業務等を記入する職員調書を実施。（隔年実施） 	
	<div style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px;"> ≪17年度・実施≫ </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内公募の実施 職員の積極的な意思に基づいて自身の能力や適正を発揮できる機会を提供することにより、職員の士気高揚や能力開発を推進するため、要綱の草案を作成し検討を進めている。 	
	<div style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px;"> ≪17年度・実施≫ </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務系職員と技術系職員の人事交流促進 職域が固定されがちな技術系職員について、事務系職場へ配置するなど、職場の幅広い見識の涵養等の能力開発を図るため事務系職員と技術系職員の交流を促進。 平成21年4月現在、技術系職員として採用された職員のうち、事務系職場に配属している職員は、部長級1名、課長級3名、課長補佐級5名、係長級2名、係員2名、再任用職員5名、計18名となっている。 	
<div style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px;"> ≪17年度・実施≫ </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・希望降任制度の検討 職員の抱える問題等の個人的理由により、職責を果たすことができない場合や、その職責に心身的な苦痛を感じている場合に、職員本人の希望に基づいて、現在の役職から下位の役職への降任を行う希望降任制度を実施。 (平成21年5月1日施行) 		

2 協働の地域づくりの推進

項 目		実 施 概 要	所管部署
(1) 開かれた行政経営			
1	行政の透明性確保 《18年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの充実 市民との意見交換・情報交換の場として、市民参加・参画を進めるための環境づくりを推進し、最新情報の提供を行うとともに透明性の向上を図る。 	
2	政策形成過程への市民参加の促進 《18年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント制度の導入（平成18年10月から） 「中間市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続きに関する要綱」を制定し、市民と行政が一体となったまちづくりを推進させるため、必要に応じて施策の企画・立案・策定において、幅広く市民の意見を求め、市の施策に反映させるパブリックコメント制度を導入。 	総務課
	《18年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機関の委員選任等の適正化 選任に当たっては、市民の幅広い意見や専門的視点からの意見を反映することを鑑み、以下の内容を主とした委員の選任基準を平成17年度中に定め、平成18年度からの運営の適正化を図ることとした。 <ul style="list-style-type: none"> ・委員の在任期間を10年以内とすること ・重複任用を3機関までと制限すること ・75歳以上の任命を極力避けること ・女性の積極的な登用に努めること ・職員は任用しないこと ・公募に努めること 等 	総合まちづくり課
	《18年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> ・市長との地域懇談会の実施 平成18年度から20年度まで、小学校6校区ごとに実施。市政への市民参加を促進し、市政に対する多くの要望や意見等を聴取したが、3年間実施する中で、参加者が少なく、同じ人が参加していることが多く見られたこと、また、地域から要望を聞く場面が多く、本来の懇談会となっていないことから、21年度は休止した。 	総務課
(2) 推進体制			
1	市民と行政の新たな仕組み 《18年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・NPO等の育成・支援 市民主体のまちづくり実現のため、中間市地域総合福祉会館「ハピネスなかま」内のボランティアセンターを平成19年4月から市の直営施設として運営。 NPO法人やボランティア活動をはじめとする様々な市民活動の情報交流の拠点としてボランティアセンターを活性化させるために、市民活動団体・個人の名簿登録制度を導入し、「ボランティア講師派遣事業」のほか、各種相談案内・情報提供等に活用している。 平成21年度にはボランティアセンターパンフレットを作成し、公共施設や関係機関に配布・掲示依頼を行った。 なお、中間市社会福祉協議会との協力体制により、同職員1名が中間市ボランティア連絡協議会「もやいの会」の連絡・調整事務を行っている。 <p>【主な活動内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① NPO法人交流会開催 ② 障害者交流会の開催 ③ 市民活動等の名簿登録制度 ④ 市民活動に対する育成・支援の実施 ⑤ 研修会・講座の開催 	総合まちづくり課

	<p>《18年度・実施》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの制度研究 平成21年12月に策定した「市民協働のまちづくり基本方針」では、協働に対する基本的な考え方、市民と行政のまちづくりに地域コミュニティが果たす役割の重要性などを謳っている。 また、地方分権の推進のためには、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という考えに立ち、地域を構成する市民の意思を反映し、地域の判断と責任によって事業展開ができるようなシステムを構築していく必要がある。 今後、基本方針を基に協働のまちづくりの受け皿として、まずは町内会・町内公民館を一元化し、「自治会」として効率的な組織運営の体制を整え、その後、自治会やNPO・ボランティア団体が参加する校区単位の「地域まちづくり協議会」の設置を計画している。 ・市民参加手法の導入 市民主体のまちづくり実現のため、NPO法人やボランティア活動をはじめとする様々な市民活動の情報交流の拠点としてボランティアセンターを位置付けている。 市民のみなさんが気軽に訪問できる環境づくりとして、土・日曜日、祝日を開館し、ボランティアセンターの活性化を図っている。 また、21年度は、月曜日も開館することで年末年始以外は、いつでも立ち寄れる交流スペースとすることを目指す。 一方でNPO・ボランティア等の市民活動への理解を深め、市民参加への機会・意欲向上のために講座やイベントの開催、広報活動などを行っている。 	<p>総合まちづくり課</p>
--	------------------	---	-----------------

3 行政システムの簡素化・効率化及び行政内部経費の見直し

項 目	実 施 概 要	所管部署
(1) 柔軟かつ機動的な組織の構築		
1	<p>効率的な組織編制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年4月に以下の基本方針のもとに組織機構の再編実施。 《基本方針》 <ol style="list-style-type: none"> 1 重点施策を実施するための機構の強化 2 組織のスリム化を前提とし、スクラップ・アンド・ビルドを基本に再編 3 業務内容が類似した部署の統合 4 市民に分かりやすい組織の名称 《主な内容》 【教育部】 「市民図書館」と「歴史民俗資料館」を「生涯学習課」へ統合 「生涯学習課」を「社会教育係・スポーツ振興係・市民図書館・歴史民俗資料館」の2係2館体制とした。 【上下水道局】 工務課の「施設係」と「維持係」を「施設係」として統合 工務課を「施設係・給水係・漏水防止係・唐戸浄水係・西部浄水係」の5係体制とした。 	総合まちづくり課
(2) 事務の効率化		
1	<p>庁内分権の推進 《19年度・実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決裁規程の見直し（平成19年4月1日施行） 行政の意思決定及び事務処理の迅速化を図るため、平成18年度に決裁規程を見直し、部長、課長への専決事項の拡大等、決裁権限の下部への委譲を行い、庁内分権を進める。 	総合まちづくり課
2	<p>管理職ポストの削減 《17年度・実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年1月から収入役を廃止し、助役（現：副市長）が同職を兼務。 平成19年4月1日からは、地方自治法の改正により会計管理者（一般職課長級職員）を設置。 【効果額：11.5百万円】 <p>《19年度・実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職ポストの削減 行政意思決定の迅速化を図り、効率的な行政運営を行うため、課長補佐職のあり方等について検討をすすめ、組織機構の再編と併せて管理職ポストの削減を図る。 【平成21年4月1日現在 前年比：課長級△2名、課長補佐級△5名】 	総務課
3	<p>窓口業務の時間延長 《19年度・実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務の時間延長 窓口業務の時間延長及びワンストップサービス等、県内で先進的な取組みを行っている大野城市を11月に視察。 視察においては、主に窓口業務を行っている課（市民課・課税課・収納課・健康増進課・介護保険課・環境保全課）の課長から係員までの7名の職員で構成し、実施に至るまでの課題や問題点、その解決方法、事業費及び市民の反応等様々な観点から情報収集を行った。 今後、視察結果や他市町の取組状況を検証し、本市における窓口業務の時間延長の在り方について協議を進めることとした。 	総務課
4	<p>電子自治体の推進 《20年度・実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の広域交付については、住民基本台帳ネットワークを利用し、平成15年度から住基カードを提示することにより、全国どこの市区町村でも住民票の交付が受けられるようになっており、平成20年度から個人市県民税・法人市民税及び固定資産税（償却資産）に限り、事務所などからインターネットを利用した電子申告の受付を開始。 今後も引き続き、さらなるネット化等の推進に努める。 	総合まちづくり課

(3) 事務事業の見直し			
1	事務事業の評価 《20年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業評価制度の導入 市民の満足度の高い行政サービスの提供と客観的な視点による事業の取捨選択を図るため、事務事業の評価制度を導入。各課から最低1事業の提出を求め評価を実施。 (総計67事務事業) この内、二次評価対象となる5事業を選定し、各課代表者によるプレゼンテーションを実施。 その後、各事務事業に示された課題・提案等に対し、各課より改善策・検討案等の回答を受け、ホームページで公表した。 	総合まちづくり課
2	各事務事業の見直し 《18年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習事業の一部見直し 生涯学習事業の中心となる「アクティブなま生涯学習まちづくり事業」では、各事業内容の見直しを行い経費節減に努めた。 【効果額：0.5百万円】 	生涯学習課
	《18年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> フレンドリーなま事業経費の見直し 受益者負担の公平性の観点から、参加者より自己負担金を徴収。平成21年度においては、インフルエンザの影響により中止した。 【効果額：4.5百万円】 	学校教育課
	《18年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> キラキラなまっ子事業経費の見直し 受益者負担の公平性の観点から、参加者より自己負担金を徴収、なお、平成18年度をもって事業を廃止。 【効果額：2.3百万円】 	学校教育課
	《18年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 青少年に贈るコンサート事業の見直し 例年、市の財源で実施していたが、平成18年度は、福岡県市町村振興協会の支援を受け「移動音楽教室」において実施した。今後も補助事業等の有効活用による経費節減を図った。 【効果額：2.0百万円】 	生涯学習課
	《17年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 市民交通共済事業を見直し 公平性の観点から、平成20年9月30日をもって69才以上の公費負担（一人当たり500円）を廃止。 【効果額：5.1百万円】 	市民課
(4) 議員定数及び報酬等の見直し			
1	議員定数及び報酬等の見直し 《19年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 議員定数の削減 平成19年4月の一般選挙から議員定数21名を19名に削減。 【効果額：14.2百万円】 議員報酬の削減 平成19年5月から議員報酬を削減。 《削減率》議長：6% 副議長：4% 議員：3% 【効果額：3.9百万円】 政務調査費の廃止 平成19年5月から政務調査費を廃止。 【効果額：4.6百万円】 議員駐車場使用料の徴収（月額1,000円） 平成18年7月から実施。 【効果額：0.2百万円】 	議会事務局

(5) 職員数の削減			
1	職員数の削減 《17年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 全職員数527人(平成17年4月1日)を441人(平成22年4月1日)へと86人(16.3%)削減。 【効果額：703.9百万円】 	総務課
(6) 職員の任用見直し			
1	再任用職員の人事管理 《19年度・実施》 《17年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 再任用職員の運用等の見直し 厳しい財政状況及び組織の活性化等を考慮し、再任用の運用について見直しを行う。 今後、団塊世代の大量退職に伴い、再任用対象職員が増加することから、職域の拡大等を検討し、再任用制度の有効活用を進める。 再任用職員の適正配置 再任用職員の配置先は、特に、再任用職員が有する知識や経験が活用できるよう、定年退職時の所属を含め、効果的な配置を行う。 ※21年度【39人の再任用職員を配置】 	総務課
2	臨時職員等の任用見直し 《18年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 臨時的任用職員の任用基準及び賃金等の見直し 平成18年度から一部の資格職種を除く嘱託職員及び非常勤職員の賃金を5%削減。 平成20年4月から臨時的任用職員の任用基準を課単位として任用していたものから部単位に変更し、マンパワーを効率的に活用できる制度の構築を図った。 【効果額：52.8百万円】 	
(7) 給与の抑制等			
1	給与の抑制等 《18年度・実施》 《18年度・実施》 《18年度・実施》 《18年度・実施》 《17年度・実施》 《18年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 給料表見直し 職務・職責に相応した給料構造への転換等を目的とした給与構造改革を行うため、平成18年度から新給料表を適用した。 《主な見直し内容》 ・給料表の水準を全体として平均4.8%引き下げ ・行政職9級制→7級制 ・号給の4分割 【効果額：76.8百万円】 55歳時特別昇給の廃止 55歳時の1号給特別昇給を平成18年度から廃止。 【効果額：4.2百万円】 初任給基準の見直し 行政職等の初任給基準表を見直し、平成18年度採用職員から国家公務員に準じた取扱いとした。 【効果額：2.9百万円】 再任用職員の給料見直し 平成18年度から新給料表の適用に伴い、再任用職員の給料格付けを見直し、給料の水準を14.5%削減。 【効果額：44.9百万円】 市長、副市長等の給料削減を平成17年4月から削減率を拡大して継続実施。 《削減率》 市長：5%→10%減 副市長：5%→7%減 教育長：2.5%→4%減 【効果額：1.2百万円】 定年退職時特別昇給の廃止 平成18年度から定年退職時の1号給特別昇給を廃止。 	総務課

2	<p>手当の抑制等</p> <p>《17年度・実施》</p> <p>《17年度・実施》</p> <p>《17年度・実施》</p> <p>《18年度・実施》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当の見直し 通勤距離2km未満の通勤手当を平成17年10月から廃止。 【効果額：2.8百万円】 ・管理職手当の削減を平成15年度から引き続き実施。 《管理職手当支給率》 部長：15% → 12% 課長：12% → 10% 課長補佐：9% → 8% (単年度効果：6.7百万円) ・指定勤務手当の見直しを行い、平成18年度に13の指定勤務手当を廃止し、その他の7手当についても見直しを実施。 【効果額：3.1百万円】 ・調整手当等の削減 地方自治法の改正に伴い、平成17年度で調整手当(3%)を廃止、平成18年度から地域手当(2%)を新設、また、激変緩和の観点から、平成21年度の支給率は1%とし、平成22年度から廃止。 【効果額：28.5百万円】 	総務課	
3	<p>その他旅費等の見直し</p> <p>《18年度・実施》</p> <p>《18年度・実施》</p> <p>《19年度・実施》</p> <p>《17年度・実施》</p> <p>《17年度・実施》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費日当の見直し 平成18年度から旅費日当を約50%削減。 【効果額：0.9百万円】 ・永年勤続表彰の廃止 勤続年数に応じて実施していた永年勤続表彰を平成18年度から廃止。 【効果額：2.4百万円】 ・勤務時間の見直し 平成19年4月から休憩時間を廃止し、休憩を1時間として、8時30分から17時15分までの勤務とする。 ・時間外勤務の縮減 時間外勤務の事前命令を徹底及び業務の効率化や職員の事務分担を適宜見直し、時間外勤務の縮減を図る。 ・職員厚生会負担金の抑制 職員厚生会への負担金について、平成15年度から実施している事業主負担(2/1000)の抑制を平成21年度まで引き続き実施。 		
(8) 民間委託の推進				
1	<p>公の施設の運営委託</p> <p>《18年度・実施》</p> <p>《19年度・実施》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の導入 平成18年度から指定管理者制度を導入し民間活力等により、さらなる効率的・効果的な施設運営に努めた。 《指定管理者制度導入施設》 ・松ヶ岡ディサービスセンター (1.4百万円) ・太陽の広場 (0.2百万円) ・生涯学習センター (9.9百万円) 【効果額：11.6百万円】 なかまハーモニーホール等10の体育文化施設 (補助金等の整理合理化に計上 効果額：15.0百万円) ・民間活力導入の検討 生涯学習センターについては、平成19年度から公募による指定管理者制度を導入し、より効率的・効果的な施設運営を図った。また、業務の性格等の問題から、引き続き市が直営する上記以外の施設についても、一部業務の委託推進等を図り、効率的・効果的な施設運営に努める。 	各施設管理課 ・ 総合まちづくり課	

2	事務事業の民間委託 《18年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 指針となるガイドラインに基づき、事務事業の民間委託について検討を実施。【平成18年8月：民間委託ガイドライン策定】 	関係課 ・ 総合まちづくり課
		<ul style="list-style-type: none"> 小学校給食の民間委託 平成21年4月から底井野小学校をモデル校として、給食調理業務の民間委託を実施。評価委員会において、給食の完成度や衛生管理、学校との連携等の検証がなされている。【効果額：10.0百万円】 	教育総務課
	《18年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校民間警備委託 平成18年度から小中学校の警備の見直しを行い、機械警備等の効率的運用を実施している。【効果額：4.9百万円】 	
		<ul style="list-style-type: none"> 浄水場運転業務委託 平成22年4月からの夜間及び休日の浄水場運転業務委託実施に向けて準備を行った。 	上下水道局
(9) 外郭団体の効率的運営			
1	外郭団体の見直し 《19年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 外郭団体の運営方針の見直し 既存の外郭団体について、その必要性、業務の内容、活動の実態等の検討を行い、職員数の見直し、業務執行の効率化等運営の改善を図る。 特に、(財)中間市文化振興財団については、今後進められる公益法人制度改革に沿って、組織のあり方等について見直しを行う。 	総務課 各部
(10) 広域化の推進			
1	広域化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 広域行政による共同処理の推進 国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」に基づき、福岡県による「消防広域化推進計画」が平成21年2月に策定され、平成24年度までに消防広域化の実現を推進しているが、当該計画の広域化対象市町村については、極めて大きな区域が示されているのみで、具体的な組合せ等は定められていない状況である。 	総合まちづくり課 ・ 各部
(11) 財務の透明化			
1	分かりやすい 財務諸表の作成 《18年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> バランスシート等の作成 平成20年度決算についてバランスシート「貸借対照表」を作成し公表、「行政コスト計算書」及び「資金収支計算書」の作成を行うとともに、財政分析を実施し今後の財政運営に資することとした。 また、平成20年度決算から各特別会計・公営企業会計等の連結決算の作成準備を行う。 	財政課
(12) 内部管理費の見直し			
1	内部管理費の見直し 《18年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 委託料の見直し 経費の徹底的節減を図るため、委託契約等について見直しを行い、委託料の削減に努めた。【効果額：6.7百万円】 	財政課 ・ 関係課
	《17年度・実施》	<ul style="list-style-type: none"> 需用費の見直し 前年度に引き続き、需用費について更なる見直しを行うとともに、職員に対してコスト意識の徹底を図ることにより、内部管理費の削減を継続した。 電話代について、NTT等と見直しの協議を行い、既存回線の一部無料変更等により、前年比20%以上の削減を行った。また、交換・案内業務のシステム変更と人員体制の見直し、予算書・決算書等の印刷物の削減を行った。【効果額：6.0百万円】 	

	<p>《18年度・実施》</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消防職員の被服等の貸与に関する規則の見直し 貸与期間の延長及び無期限化並びに一部貸与を廃止。 	消防本部
	<p>《19年度・実施》</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公用車の有効活用 車両保有台数を抑制することを目的として、公用車管理システムを立ち上げ、財政課管財係が管理し、公用車の削減や適正配置を図った。20年度に6台廃車したため、21年度は状態の悪い車の買換えを行った。 	財政課
	<p>《19年度・実施》</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「パルハウスぼちぼち」の移転 土地建物を民間から賃借して運営していたパルハウスぼちぼちの機能を、平成19年4月から地域総合福祉会館に移転し、効率的な運営及び経費の削減を図った。【効果額：18.0百万円】 	介護保険課
2	<p>その他</p> <p>《18年度・実施》</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町村職員退職手当組合への加入（平成18年度加入） 福岡県市町村職員退職手当組合に加入したことにより、団塊世代の退職による多大な財政負担の平準化を図った。 【効果額：212.5百万円】 	総務課